

第1章 計画の基本的事項

本計画を策定する趣旨や目的などの基本的事項を記載します。また、近年の国内外の環境動向や後期計画における施策の実施状況、市民の環境意識の変化から本市の環境課題を整理しています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と目的

三郷市（以下、「本市」といいます。）では、平成13年（2001年）に制定した「三郷市環境基本条例」に基づき、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「三郷市環境基本計画後期計画」（以下、「後期計画」といいます。）を平成25年（2013年）3月に策定しました。後期計画では、本市の望ましい環境像として「豊かな水と緑とともに環境について考え、創造に取り組むまち」を掲げ、市民・事業者・市の協働により、環境保全・創造のための取り組みを進めてきました。

後期計画を策定してから8年が経過し、本市を取り巻く社会経済情勢や環境行政は大きく変化しました。

平成27年（2015年）に国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標が示されました。

平成30年（2018年）に策定された国の「第五次環境基本計画」においては、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要であり、SDGsの実現が地域の課題解決にも直結するとしています。

また、今後は地球温暖化に伴う気温上昇による熱中症の搬送者の増加など様々な影響が予想されており、地方公共団体においては、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動への適応に関する施策を講じることが求められています。

このような背景の中、本市を取り巻く社会経済情勢や新たな環境課題に適切に対応し、将来の環境像の達成に向けた環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、新たな「第2次三郷市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

本計画の目的は、「三郷市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、環境の保全及び創造についての施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な目標及び総合的な施策の体系を示すことにあります。

また、「第5次三郷市総合計画」に掲げる将来都市像である「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現を環境面から補完する役割を担うとともに、市民・事業者・市が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となります。

(基本理念)

- 1 環境の保全等は、すべての市民が潤いと安らぎに満ちた恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全等は、すべての市民が環境への負荷を低減することその他環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携して推進されなければならない。
- 4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての市民が地球環境の保全を自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2. 計画の位置付け

本計画は、「三郷市環境基本条例」第8条に基づき策定する「環境基本計画」です。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、「第5次三郷市総合計画」及び市の個別計画・事業の内容との整合を図ります。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」といいます。）第19条第2項の規定に基づく「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」を内包します。

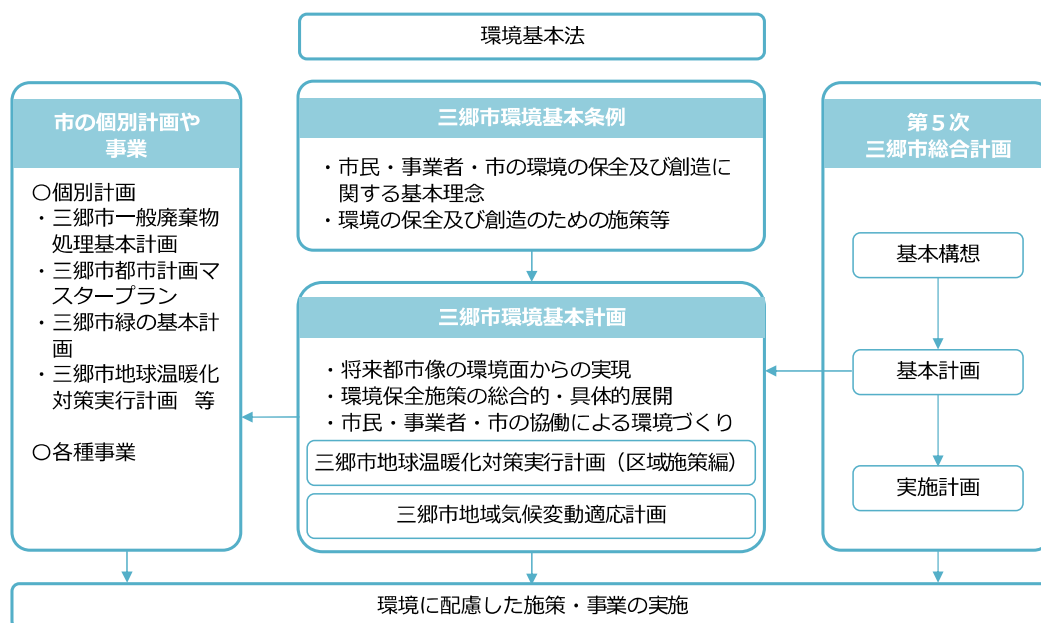


図 1-1 第2次三郷市環境基本計画の位置付け

3. 計画の期間

計画期間は、「第5次三郷市総合計画」との整合を図り、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、計画の見直しについては、社会経済情勢や計画の進捗状況等を勘案し、必要に応じて随時行うものとします。

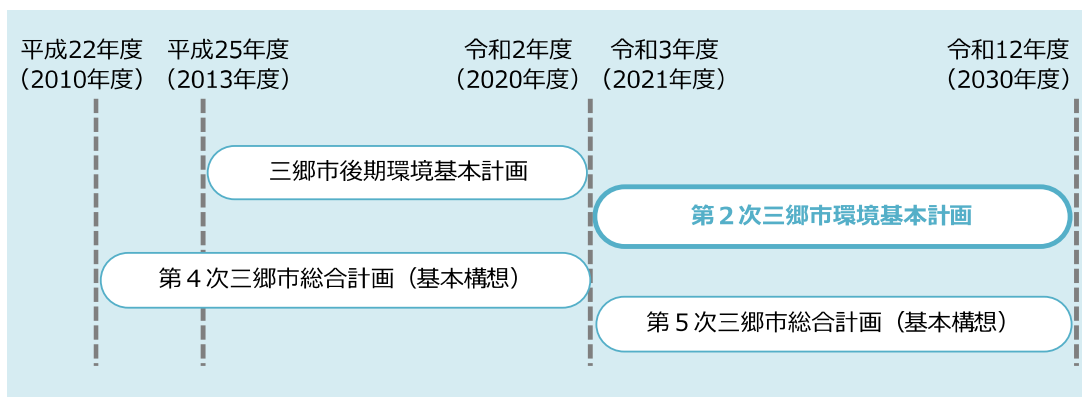


図 1-2 計画の期間

4. 計画が対象とする環境の分野・範囲

本計画で対象とする環境の分野・範囲は、以下のとおりとします。なお、参加協働については、各分野に共通する基本的な取り組みに係る項目です。

表 1-1 対象とする環境の分野・範囲

【自然環境】	【生活環境】	【資源循環】	【地球環境】
自然環境とは、動植物や生態系、水資源に関わる分野です。地域の豊かな自然の保全・創出等に関わる要素が含まれます。	生活環境とは、日常生活活動や事業活動に関わる分野です。健康や安全等都市生活型公害に関わる要素が含まれます。	資源循環とは、持続可能な形での資源の循環に関わる分野です。廃棄物の発生抑制や再利用、再利用等の資源の利用に関わる要素が含まれます。	地球環境とは、地域や国を超えたグローバルな環境に関わる分野です。エネルギー、地球温暖化等の身近な生活や事業活動が地球に与える負荷に関わる要素が含まれます。
【参加協働】			
参加協働とは、環境活動の実践に関わる分野です。環境学習による意識の醸成や環境活動への参加に関わる要素が含まれます。			

5. 社会動向等

(1) 世界の動向

① 国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs : エスディージーズ)」の採択

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) に取り組む国際目標として 17 のゴールと 169 のターゲットが設定されました。

17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。



図 1-3 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 のゴール

(出典：国際連合広報センター)

② 「パリ協定」の採択

平成 27 年 (2015 年) にフランスのパリで開催された COP21 において、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的として、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収の均衡を達成することをめざしています。

(2) 国内の動向

① 国の動向

平成 30 年（2018 年）に閣議決定した「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用しながら、分野横断的な「重点戦略」を設定し、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現をめざしています。また、重点戦略には、気候変動対策や低炭素社会の実現に関する内容が含まれているとともに、「食品ロスの削減」、「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進」などの環境課題への取り組みが示されています。

国ではパリ協定を受けて、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%削減することを目標として掲げ、さらに、令和 2 年度（2020 年度）には、2050 年度における温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることをめざすという方針を示しています。

また、平成 30 年（2018 年）に「気候変動適応計画」を閣議決定し、温室効果ガスの排出抑制等の「緩和策」だけでなく、気候変動による影響を回避・軽減する「適応策」に取り組むこととしています。

翌年には、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」及び「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの有効利用や資源循環などの取り組みを推進しています。

また、同年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにしています。



もっと詳しく！

日本における温室効果ガス排出量の推移

日本の 2018 年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は約 12 億 4000 万トンで、京都議定書の基準年（1990 年度。HFCs、PFCs、SF₆については 1995 年度）と比べると、2.8%減少しています。また、2005 年度からは 10.2%、2013 年度からは 12.0%減少しています。



©三郷市 2009

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）より）



② 埼玉県の動向

埼玉県では、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、長期目標として「新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」、「限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」、「恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」、「安心・安全な環境保全型社会づくり」、「環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」を掲げ、施策を展開しています。

平成 30 年（2018 年）に、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定しており、生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用に向けて、「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」、「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」、「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」を基本戦略として取り組みを進めています。

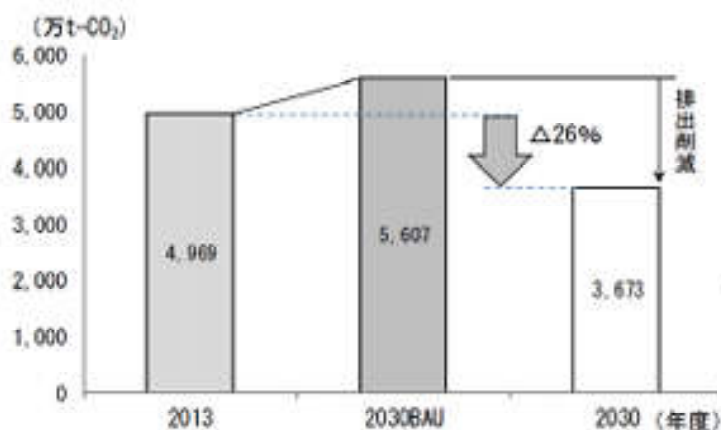
令和 2 年（2020 年）に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」を策定し、「温室効果ガス排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 26%削減」を目標とするとともに、「地域気候変動適応計画」を内包することで、「適応策」に積極的に取り組むことが必要であるとしています。



もっと詳しく！

埼玉県における温室効果ガス排出量の削減目標

埼玉県では、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量は 5,607 万 t-CO₂（2013 年度比+13%）になると推計していますが、温室効果ガスの削減に向けた対策を進めることで、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を 3,673 万 t-CO₂（2013 年度比-26%）まで削減することを目標としています。



©三郷市 2009

注：2030BAU は現状趨勢ケースによる将来推計結果であり、現状から特段対策を講じなかった場合の温室効果ガス排出量です。

（出典：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期））

6. 三郷市の環境課題

(1) 後期計画の実施状況

後期計画では、望ましい環境像として「豊かな水と緑とともに環境について考え、創造に取り組むまち」を掲げ、4つの環境施策に沿って、取り組みを展開してきました。

自然環境分野への取り組み

多様な生物が生息・生育する豊かな自然のあるまちをめざし、緑の保全として、保存樹木・保存樹林における樹木保険の内容改善を図るとともに、道路や公園などの公共空間や、公共施設における花いっぱい運動の実施、三郷市陸上競技場公園の開園など新たな緑を創出しました。

また、河川美化活動及び水質改善に取り組んだ他、環境教育出前講座やホテル観賞会などを通して、生き物に対する保護意識の啓発に取り組みました。

生活環境分野への取り組み

公害のない健康で暮らしやすいまちの実現をめざし、低公害車の普及啓発や合併浄化槽への転換の支援、法律に基づく騒音・振動の規制・指導などの公害対策に取り組んできました。

また、有害物質の排出やその影響の防止に向けて、定期的な監視パトロールによる不正な野外焼却の防止などのダイオキシン類の発生抑制に取り組むとともに、放射線量のモニタリング調査や解体工事における届出によるアスベスト飛散防止対策などに取り組みました。

快適環境分野への取り組み

きれいで清潔なまちの実現をめざし、市内一斉清掃や江戸川クリーン大作戦などの清掃イベントによる市内の環境美化を行うとともに、環境美化推進委員連絡会を開催し、地域の環境美化に関する情報交換を実施しました。

また、快適で環境と調和する都市空間の形成に向けて、公共施設と公園の一体的な利用を行えるように「におどりプラザ」を開設するとともに、放置自転車の撤去等を行いました。

地球環境分野への取り組み

低炭素社会の実現をめざし、補助金制度による再生可能エネルギー設備及び省エネルギー型設備の導入促進や公共施設へのLED照明などの省エネルギー機器の導入を行うとともに、みさと緑のカーテン事業などの身近な地球温暖化対策・省エネ対策の普及啓発を行いました。

資源が循環するまちの構築に向けて、生ごみ処理容器等購入費補助事業などによる家庭ごみの減量化・再資源化の促進を図るとともに、事業系一般廃棄物の検査や指導などを行いました。

「環境フェスタみさと」により、市民・事業者・市の協力・連携による地球温暖化防止や環境保全への意識啓発、環境保全に向けた行動の促進を図りました。



みさとの活動！

環境フェスタみさと

環境フェスタみさととは、市民・事業者・市が協力して、地球温暖化防止や環境保全への意識啓発、環境保全に向けた行動を促していくことを目的とし、環境について楽しく学べる参加体験型イベントです。

会場では、資源物を生活用品に交換できる「資源回収・3Rコーナー」や間伐材などを使ってさまざまなものを作る「エコクラフト体験」のほか、啓発品等のプレゼントやグルメの出店、地元の野菜販売などを行いました。



環境みさとフェスタ 2019

環境ポスターコンクール

環境をテーマにした絵を描くことによって環境問題に興味・関心を持っていただき、身近な環境を大切にすることを期待するとともに、人と環境との関わり合いについて、多くの方に知っていただくことを目的として実施しています。



©三郷市 2009

環境ポスターコンクール



©三郷市 2009

(2) 環境意識の変化

本計画の策定にあたり、実施したアンケート調査結果では、本市の環境が「快適な環境である」又は「どちらかといえば快適な環境である」と答えた市民の割合は77.6%であり、後期計画改訂時に実施したアンケート調査結果と比較して、16.1%増加しました。

身近な環境において気にかかる問題については、回答の割合は全体的に減少傾向にありますが、「鉄道、自動車や工場、近隣の騒音や振動」については、19.2%と4.6%増加していました。

「川や水路の汚れや臭い」と「空き缶などのポイ捨てやごみの不法投棄」は減少していますが、依然として4割以上の市民が問題だと感じている状況にあります。

また、新しく項目を追加した「地球温暖化による影響」については、約2割の市民が問題だと感じています。

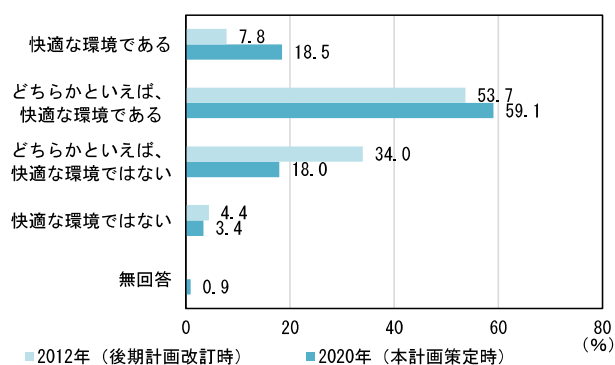


図 1-4 本市における環境の満足度

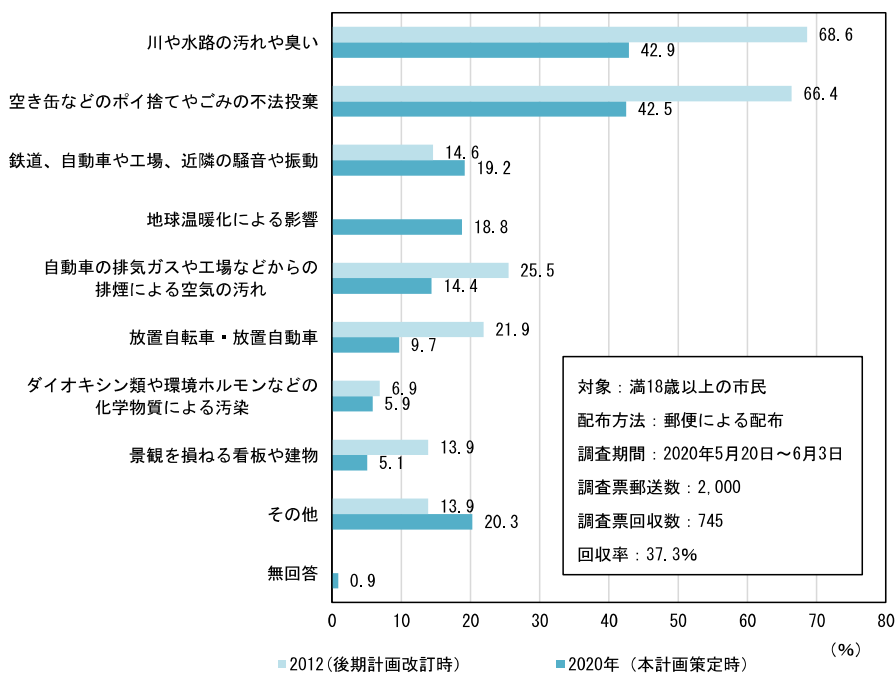


図 1-5 身近な環境において気にかかる問題

(参考：令和2年度に実施した市民アンケート調査)

(3) 三郷市の環境課題

① 後期計画の実施状況からの環境課題

生き物の生息・生育空間となる農地などの「緑」が減少傾向にあるため、「緑」の保全を図っていくとともに、環境基準を達成していない河川があるため、河川や水路の水質浄化対策や汚染防止を推進していく必要があります。

人口の増加や東京外環自動車道の延伸に伴い、交通量が増加したことで、騒音の環境基準を達成していない地域があるため、モニタリングを実施し、適切な対策を講じていく必要があります。また、人口増加に伴い、市内のごみ総排出量の増加や温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、食品ロスの削減や緩和策などに取り組んでいく必要があります。

② アンケート調査結果からの環境課題

身近な環境において気にかかる問題として回答割合が高い「川や水路の汚れや臭い」と「空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄」について、改善を行っていく必要があります。「川や水路の汚れや臭い」については、大場川や第二大場川などの河川や水路の水質浄化対策や汚染防止を進めていくとともに、水辺環境の美化や親水空間の創出による生き物の生息・生育場所の保全・創出にも取り組んでいく必要があります。「空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄」については、監視の強化等の対策を行うとともに、地域清掃活動を促進していく必要があります。

また、前回調査時より回答割合が高くなっている「鉄道、自動車や工場、近隣の騒音や振動」については、東京外環自動車道の延伸に伴う交通量の増加が影響していると考えられるため、騒音・振動対策などの公害対策を実施していく必要があります。

「地球温暖化による影響」については、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の削減により一層取り組んでいくとともに、本市においても既に起きている又は今後予測される気候変動による影響について、回避・軽減を図るための適応策についても併せて講じていく必要があります。



みさとの活動！

江戸川クリーン大作戦

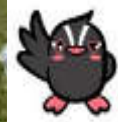
河川の美化運動の一環として、江戸川沿いの住民や各種団体、市が協働して河川敷のごみを一斉清掃することで、河川を常に美しく保ち、正しく安全に利用しようという取り組みです。

江戸川クリーン大作戦は、令和元年度（2019年度）で39回目の開催となり、参加者数は447人、ごみの回収量は130kgでした。



清掃風景

©三郷市 2009



7. 本計画の構成

第1章においては、本計画の基本的事項を示すとともに、近年の環境動向や後期計画の総括、市民の環境意識の変化を踏まえて、本市の環境を取り巻く課題を整理しています。そのうえで、第2章では、本市における将来の環境像と、その実現に向けた基本目標を示しています。第3章においては、基本目標ごとに施策の方向性を示し、施策を展開しています。

第4章では、本市の温室効果ガス排出量を計画的に削減するために目標を設定するとともに、気候変動による影響を回避・軽減するための適応策を示しています。

第5章では、計画の推進体制や計画を推進していくうえでの市民・事業者・市の役割、計画の進行管理について定めています。

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画が対象とする環境の分野・範囲
5. 社会動向等
6. 三郷市の環境課題
7. 本計画の構成

第2章 三郷市の将来の環境像

1. 三郷市の将来の環境像
2. 将来の環境像の実現に向けて
3. 5つの基本目標
4. 施策の体系

第3章 環境像の実現に向けた取り組み

- 基本目標1 水と緑の豊かな自然を身近に感じられるまちづくりの実現
- 基本目標2 安心・安全・快適なまちづくりの実現
- 基本目標3 環境負荷の少ない循環型社会の形成
- 基本目標4 気候変動に適応した低炭素社会の形成
- 基本目標5 一人ひとりが環境を意識するまちづくりの実現

第4章 三郷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 三郷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項
2. 地球温暖化の現状
3. 三郷市の温室効果ガス排出量の現状
4. 三郷市の温室効果ガス排出量の将来推計
5. 温室効果ガス排出量の削減目標
6. 目標の達成に向けた取り組み（緩和策）
7. 三郷市地域気候変動適応計画

第5章 計画の推進

1. 各主体の役割
2. 計画の推進体制
3. 計画の進行管理
4. 環境報告書の作成・公表